

# 用語の定義及び説明

## 1 用語の定義

契約社員及び無期転換社員の定義は以下のとおり。

契約社員	: 一日の所定労働時間及び一週の所定労働日数が正社員とほぼ同じで、期間の定めのある契約に基づき直接雇用されている者。
無期転換社員	: 上記、契約社員の有期労働契約が5年※を超えて更新され、申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換された労働者。

※5年経たずに無期転換した社員も含む。当初から無期の社員は含まない。

## 2 用語の説明

### (1) 無期転換ルール（労働契約法第18条）

2013年4月1日以降に開始または更新した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合に、労働者から申込みがあれば、無期労働契約に転換すること。

### (2) 同一労働同一賃金

#### ① 均衡待遇（パートタイム・有期雇用労働法第8条）

短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間で、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲、③その他の事情を考慮して不合理な待遇差を禁止すること。

#### ② 均等待遇（パートタイム・有期雇用労働法第9条）

短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間で、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、短時間・有期雇用労働者であることを理由とした差別的取扱いを禁止すること。